

# MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2025 年 12 月号(第 238 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 海南自由貿易港の特別税関監督区域建設が 2025 年 12 月 18 日に実現

TJCC コンサルティングサポートサービス

上級パートナー 刘航 ..... 1

## ■ デフレの裏に爆伸び、中国ペット産業の展望

游仁信息科技（上海）有限公司／株式会社 Yoren 品牌中心

品牌中心総部長 小林千夏 ..... 5

## ■ サービス市場拡大への取り組み～「コト消費」拡大の可能性を探る～

三菱総合研究所 政策・経済センター

主任研究員 金成大介 ..... 11

## ■ 企業における不正行為発生後の段階的対応—情報評価から組織改正まで

Grant Thornton 致同会計師事務所 日本事業部

ディレクター 汪屹

ディレクター 薛冰

シニアマネージャー 陳思灿 ..... 16

## ■ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 ..... 21

## ■ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 ..... 25

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

## 海南自由貿易港の特別税関監督区域建設が2025年12月18日に実現

TJCC コンサルティングサポートサービス  
上級パートナー 劉航

中国共産党中央委員会は、海南島全島における「封関運営」を2025年12月18日に開始することを許可した。この日が選ばれたのは、1978年12月18日に北京で開かれた中国共産党第十一期中央委員会第三次全体会議（三中全会）に由来するといわれている。この会議は改革開放政策の正式実施を決めた歴史的なものであり、「12月18日」は重要で象徴的な意義を持っているためである。自由貿易港の建設に関して、国および海南省レベルでこれまでに貿易、投資、産業、税制、人材、金融、運輸、ビジネス環境など、さまざまな面で優遇政策や措置が発表してきた。本稿では、外資系企業に深く関わる貿易、投資、国際資金流動、税制、人材などの内容を中心に紹介する。

### 1. 貿易

封関運営とは、海南島全体に「中国国内ながら関税なし」という特別な税関監督区域を建設することを指している。その対象は主に貨物や商品などであり、人の往来に影響するものではない。税關によって海南島と中国大陆の他地域との間にボーダーが引かれ、そのボーダーを超えて中国国内に入る貨物や商品は、輸入規定に従って関連手続きが行われることとなる。封関運営の核は「一線開放、二線管理、島内自由」だとされている。「一線開放」とは、海南島と中国国外の間の国境線（一線）での貿易を開放・自由化することを指し、「二線管理」とは、前述したように海南島と中国大陆の他地域との間にボーダー（二線）を引いて管理することを指す。また、「島内自由」とは、海南島内の流通をはじめ、金融、人員流動、情報面の自由化を進めることを指す。

封関運営に対応するため、海南島では港湾施設の大規模な拡張が行われた [1]。他にも、デジタル技術を駆使した監督管理の高度化、通関手続きの効率化 [2]、一部中古機械製品の輸入許可証管理の廃止による貿易管理のさらなる緩和 [3] など、多岐にわたる変化をもたらしている。

[1] [https://hnhs.coscoshipping.com/col/col16209/art/2025/art\\_470b2ddda5014656a55ed96a922f51a7.html](https://hnhs.coscoshipping.com/col/col16209/art/2025/art_470b2ddda5014656a55ed96a922f51a7.html)

[2] <https://www.hinews.cn/page?n=2736961&m=1&s=1044>

[3] <https://www.ntv.cn/content/1/520/991520423.html>

サービス貿易に関しては、2021年7月に商務部より「海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト」が発表された。これが中国における初めてのクロスボーダーサービス貿易分野のネガティブリストとなった。このリストの実施により、海南省のサービス貿易は強く推進され、2023年の海南省のサービス輸出入は前年比29.6%増を達成している。これを受け、2024年3月に「クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト(全国版)」が商務部より更新された。こちらでは、海外のサービス提供者が業務展開を制限されるのはわずか68項目だけとなり、海南自由貿易港内では、この68項目以外ならば中国国内・国外のサービス提供者を問わず、平等にクロスボーダーサービス貿易への参入が可能となっている [4]。

[4] <https://tradeinservices.mofcom.gov.cn/article/fmqd/dongtai/202405/163910.html>

## 2.投資

外資企業は、2024年版「外資参入ネガティブリスト」で参入が規制されている項目以外であれば、すべて投資可能である。また、観光業（免税品販売、医療を含む）、近代サービス業、ハイテク産業、熱帯農業を中心に、下記3つの奨励類産業リストが発表されている。

### ①外商投資奨励産業目録

外資企業向け。現在使用されている2022年版では、全国に適用されるリストに加えて、海南省を対象に追加されたものが72項目あり、中国国内で最多となっている。

### ②産業構造調整指導目録（2024年版）

外資系企業の現地法人を含む中国内企業向け。計1,005項目あり、そのうち奨励類は352項目である。

### ③海南自由貿易港奨励類産業目録

外資系企業の現地法人を含む中国内企業向け。合計176項目となっている。

過去5年間で、海南自由貿易港における外資の実利用額は1,025億元に達し、年平均成長率は14.6%を記録している。新規設立外資企業は8,098社で、年平均増加率は43.7%となった[5]。

[5] [https://mp.weixin.qq.com/s/pRDnM6YYBrDoN4woyx\\_ZlQ](https://mp.weixin.qq.com/s/pRDnM6YYBrDoN4woyx_ZlQ)

## 3.国際資金の流動

2024年4月、中国銀行の海南省支店より「海南自由貿易港多機能自由貿易口座業務管理弁法」が正式発表され、翌5月にサービスが開始された。

多機能自由貿易口座は「一線を跨ぐ処理は開放し、二線を跨ぐ処理は越境管理、同一名義口座の二線を跨ぐ処理には制限を実施する」という原則で管理される。すなわち、海南省の多機能自由貿易口座と海外口座、オフショア口座（OSA口座）、非居住者機関口座（NRA口座）との間、および多機能自由貿易口座間の「一線」を跨ぐ資金の振り替えは、支払い指示に基づいて処理される。多機能自由貿易口座と海外口座を利用して行う資本項目下の業務は、投注差（総投資額－登録資本）外債借り入れ、マクロプロリーデンス（金融システム全体のリスク評価に基づいた制度設計・政策対応）クロスボーダー融資、海外への融資の限度額・承認の制限対象外であることが明確に示された[6]。

[6] [https://mp.weixin.qq.com/s/vGowCEwSO7n\\_UY1XKsS1GA](https://mp.weixin.qq.com/s/vGowCEwSO7n_UY1XKsS1GA)

多機能自由貿易口座と中国国内居住者が同一名義以外である場合、人民元銀行決済口座間の振り替えは、税関に輸出入管理される貨物貿易に関連する資金の決算とみなされるものだけに限定され、人民元を使用する必要がある。多機能自由貿易口座と中国国内居住者が同一名義である場合は、人民元銀行決済口座間で振り替えを行う際、「ネガティブリスト+限度枠管理」という原則で制限が実施される。

2025年7月28日時点で、海南自由貿易港では10行の銀行で多機能自由貿易口座業務の試行が展開され、合計480超の口座が開設されている。その資金収支累計額は、人民元換算で1,700亿元以上

に達している [7]。

[7] [https://www.hnftp.gov.cn/xwzx/ywsd/202508/t20250825\\_3918530.html](https://www.hnftp.gov.cn/xwzx/ywsd/202508/t20250825_3918530.html)

## 4.税制

### (1) 関税

封関運営の開始後、「一線」を経由して輸入関税課税商品リスト外の貨物を輸入する場合は「ゼロ関税」が適用される。「ゼロ関税」貨物およびその加工製品は、島内の優遇対象主体（法人資格を有する企業・事業体、海南島内の各種事業体および非企業組織）において、輸入税免除条件下で流通可能となる。「ゼロ関税」対象商品は、封関運営前の1,900品目から約6,600品目に拡大され、全商品の約74%を占める [8] [9]。

[8] [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content\\_7033415.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7033415.htm)

[9] <https://mp.weixin.qq.com/s/AIa9sqDDRckuKZxb8ItGQg>

また、奨励類産業企業が生産する、輸入材料を含む貨物で、海南島での加工による付加価値が30%以上のものは、海南島から中国国内へ移動させる際の輸入関税が免除される。「加工による付加価値が30%以上」かどうかを判定する計算式は次の通りとなっている。

$$[(\text{貨物の中国大陸への販売価格} - \sum \text{輸入材料価格} - \sum \text{中国国内調達材料価格}) \div (\sum \text{輸入材料価格} + \sum \text{中国国内調達材料価格})] \times 100\% \geq 30\% \quad [10]$$

[10] [https://www.hnftp.gov.cn/zczdtx/sszc/202508/t20250801\\_3906428.html](https://www.hnftp.gov.cn/zczdtx/sszc/202508/t20250801_3906428.html)

### (2) 法人税

2025年1月に財政部・国家税務総局より「海南自由貿易港における企業所得税優遇政策の継続実施に関する通知」が発表された。これにより、「海南自由貿易港に登録されている、実質的経営活動を行う奨励類産業企業（居住者企業が自由貿易港に設立した分支机构（支店）、非居住者企業が自由貿易港に設立した機構・場所を含む）の企業所得税は、15%の軽減税率で課税する」という優遇政策が2027年12月31日まで継続実施されることとなっている [11]。また、政府関係者によると、非奨励類のネガティブリストを現在検討中とのことであり、このリストが発表されれば、法人税15%の軽減税率の適用対象となる企業範囲がさらに拡大される見込みである。

[11] <https://mp.weixin.qq.com/s/ztbPk8UuHCA6lbeMGVFn1Q>

### 【企業の実質的経営活動を満たす3条件】

企業が実質的経営活動を行っていると認定されるための条件は、以下の3つとなっている [12]。

[12] [https://www.hnftp.gov.cn/zczdtx/sszc/202508/t20250820\\_3915950.html](https://www.hnftp.gov.cn/zczdtx/sszc/202508/t20250820_3915950.html)

#### ①自由貿易港での生産経営

自由貿易港内に固定された生産経営場所と必要な設備・施設を保有し、主要な生産経営活動が自由貿易港で行われているか、あるいは生産経営に対する実質的な全面的管理・統制を行う機構が自由貿易港に存在していること。また、自社名義で関連契約を締結していること。

## ②自由貿易港での人員雇用

生産経営需要を満たす従業員を自由貿易港で実際に雇用し、その給与が自由貿易港に自社が開設した銀行口座を通じて支払われていること。また、企業規模と従業員数に応じて、1会計年度中に少なくとも3~30名の従業員が自由貿易港に累計183日以上居住していること（従業員数には、企業と労働関係を結ぶ従業員および派遣労働者受け入れを含む）。

## ③自由貿易港での財務

会計証憑、会計帳簿、財務諸表などの会計文書資料が自由貿易港に保管され、基本預金口座と主業務の決済を行う銀行口座が自由貿易港に開設されていること。

### (3) 個人所得税

海南省人民政府は、「海南自由貿易港における個人所得税優遇政策対象ハイエンド人材・不足人材リスト管理暫定弁法に関する通知」（瓊府〔2025〕43号）を公布した。これに基づき、海南自由貿易港で勤務し、個人所得税優遇政策の適用を受けるハイエンド人材・不足人材のリスト管理が実施され、個人所得税の実質税負担が15%を超える部分が免除される。所得には海南自由貿易港で受け取る総合所得（給与所得、役務報酬、原稿料、特許権使用料の4種類を含む）、事業所得、および海南省が認定する人材に向けた補助金所得が含まれ、対応する税金は海南自由貿易港で納付することが定められている。

優遇政策が適用される人材は、1つの納税年度内（暦年1月1日から12月31日まで）における累計の海南省内における居住日数が183日以上である必要がある。合理的な範囲の離島出張、休暇、研修・訓練の日数は居住日数に算入されるが、実際の居住日数が90日未満であってはならない。海南省へ入った日および離れる日は、ともに1日として居住日数に算入する〔13〕。

〔13〕 [https://www.hnftp.gov.cn/zczdtx/sszc/202509/t20250904\\_3925087.html](https://www.hnftp.gov.cn/zczdtx/sszc/202509/t20250904_3925087.html)

個人所得税の優遇だけではなく、外国人に対しては就業許可条件が緩和されている。また、日本を含め85カ国（海南省以外の大連地域は47カ国のみ）から30日間のノービザ入国を認めているなど、海南省は海外からの人材誘致に力を入れている。

※参考資料〔1〕～〔13〕については2025年11月6日に執筆者が閲覧済み（一部のURLにおいては、中国国外からの閲覧ができない場合もある）。

（執筆者連絡先）

TJCCコンサルティングサポートサービス

海南真広日系企業管理顧問有限公司

劉 航

Tel: +86-769-2281-7500 E-mail: shinki@tjcc.cn HP: <https://www.tjcc.cn>

## デフレの裏に爆伸び、中国ペット産業の展望

游仁信息科技（上海）有限公司／株式会社Yoren

品牌中心

品牌中心總部長 小林千夏

本稿では、マクロ経済の動向とペット（犬・猫）に対する「情緒消費（満足感や共感、感動といった精神的価値を重視する消費行動）」の台頭に着目し、近年の中国経済指標とペット産業の動向を比較・分析する。デフレ懸念が高まる経済環境下でもペット産業が逆行的に成長している事実を取り上げ、その背景にある「情緒消費」の概念を考察する。また、主要な消費者像や販売チャネルの変化を明確に示し、今後の市場展望とビジネスチャンスについても論じる。

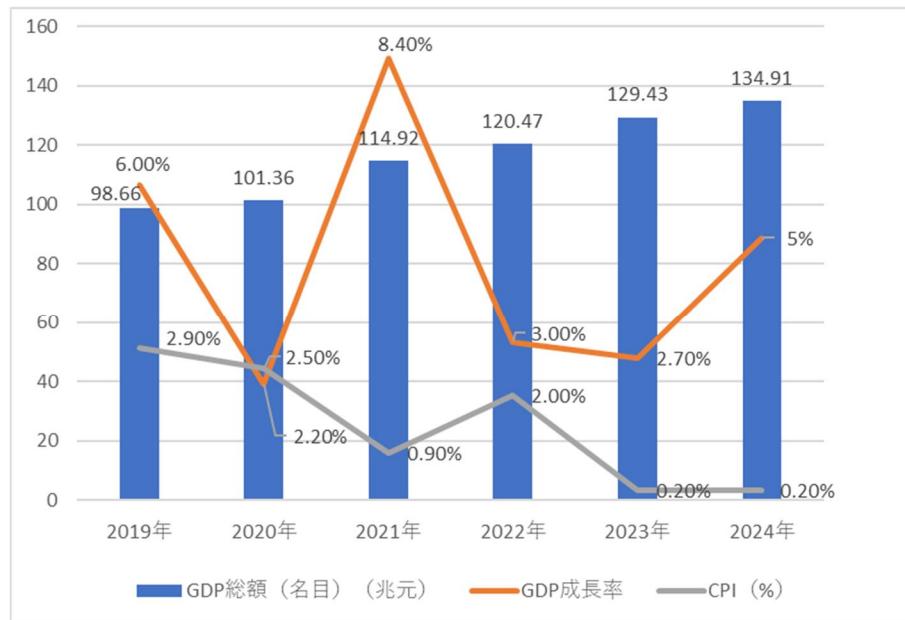
### 1. ペット産業の全体像

#### ① 景気の影響を受けずに成長するペット産業

中国の国内総生産（GDP）<sup>注1</sup>は、規模としては拡大を続けているが、近年の成長率は徐々に鈍化している（図表1）。名目GDPは、2019年の98.66兆元から2023年には129.43兆元に拡大した。しかし、成長率はコロナ禍の2020年に2.2%へ急落。その後、一時的に回復したものの、2022年以降は再び減速傾向を示している。さらに、消費者物価指数（CPI）も2023年には0.2%まで低下し、デフレの兆候が顕著となっている。

**注1**：中国のGDPは、中国国家統計局による最終確定値を採用。

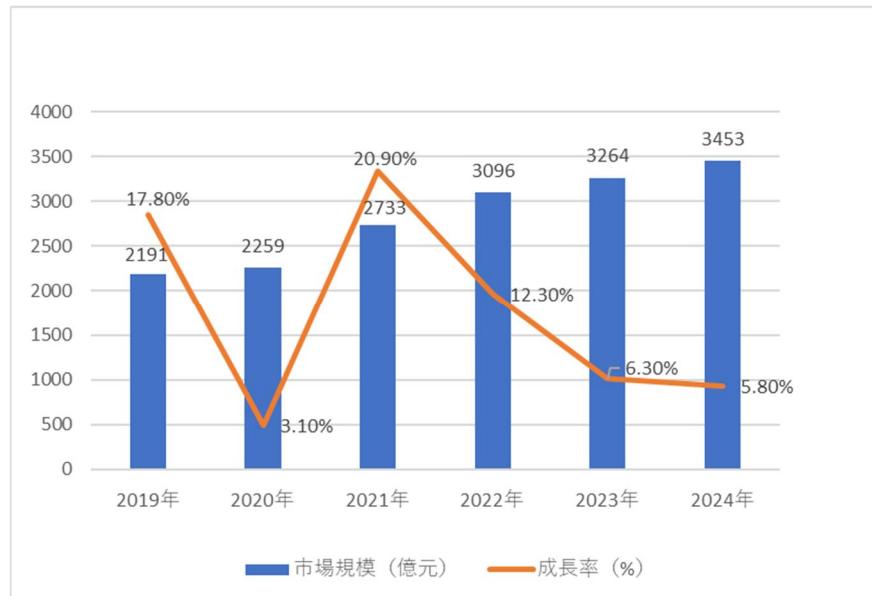
【図表1：中国GDP総額（名目）とCPIの推移】



出所：中国国家統計局

こうしたマクロ経済の逆風にもかかわらず、中国のペット市場は堅調な成長を維持している（図表2）。2019年から2024年にかけて市場規模は2,191億元から3,453億元へと拡大し、年平均成長率（CAGR）は約17.8%に達する。特に、経済全体が停滞した2020年には、社会消費総額は前年比3.1%減少しているのに対し、翌年にはペット市場は前年比20.9%成長しており、ペット市場の強さが際立っている。

【図表2：中国ペット市場規模と成長率】



出所：iResearch（艾瑞諮詢）「2024年ペット産業研究報告」

ペット市場がマクロ経済指標の成長を上回る転換点は、コロナ禍以降である。在宅時間の増加や孤独感の高まりにより、以下の4つの要因が顕著になった。①孤独感や精神的支えの増加、②ストレス解消や癒やし、③家族・共同体意識の強化、④感情的消費の顕在化。これらの要因により、消費者は、単なる物理的購入にとどまらず、心の満足感や幸福感を求めてペット関連商品やサービスへの支出を増加させた。このような心理的・感情的消費行動は、ペット消費が「情緒消費」として、経済の変動に左右されにくい性質を持つことを示している。

## ②ペットの世帯飼育率と消費構造

中国におけるペットの世帯飼育率（図表3）は、2019年の13.00%から2023年には22.00%へと上昇している。しかしながら、この水準は米国の約3分の1にとどまっており、拡大余地があると考えられる。特に、都市部におけるライフスタイルの変化が、世帯飼育率のさらなる向上を牽引すると予想される。

【図表3：中米日におけるペットの世帯飼育率】

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
中国	13.00%	14.00%	18.00%	20.00%	22.00%
米国*	67.00%	-	70.00%	-	66.00%
日本	9.79%	9.53%	9.36%	9.16%	8.90%

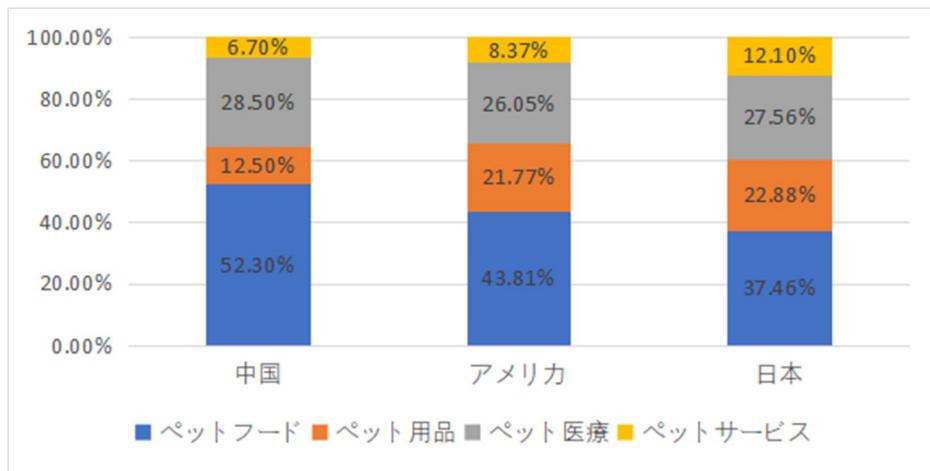
\*米国のデータは隔年で公表されている

出所:Frost & Sullivan(弗若斯特沙利文)「2023-2024年度 中国ペット用品消費トレンド報告」、The American Pet Products Association (APPA)「2019-2024 National Pet Owners Survey」、一般社団法人ペットフード協会「2024年全国犬猫飼育実態調査」

一方、中国のペット飼育世帯の年間平均支出額は、日本の約3.5割にとどまる。2023年における中国の1世帯当たりの同支出額は、犬2,875元、猫1,870元で、日本は犬1万81元、猫6,345元である。さらに、米国の猫は約6,287元と、米国と比較しても中国は低い水準にある。

消費構造を見ると(図表4)、中国では支出の52.30%がペットフードに充てられ、ペット用品や医療・サービスは48%未満。一方、米国や日本では、ペット用品や医療・サービスの割合がそれぞれ56%、62%に達しており、消費がより多様化している。この差からも、中国のペット市場は依然として発展初期段階にあることがうかがえる。

【図表4：ペット関連支出項目の構成(2023年)】



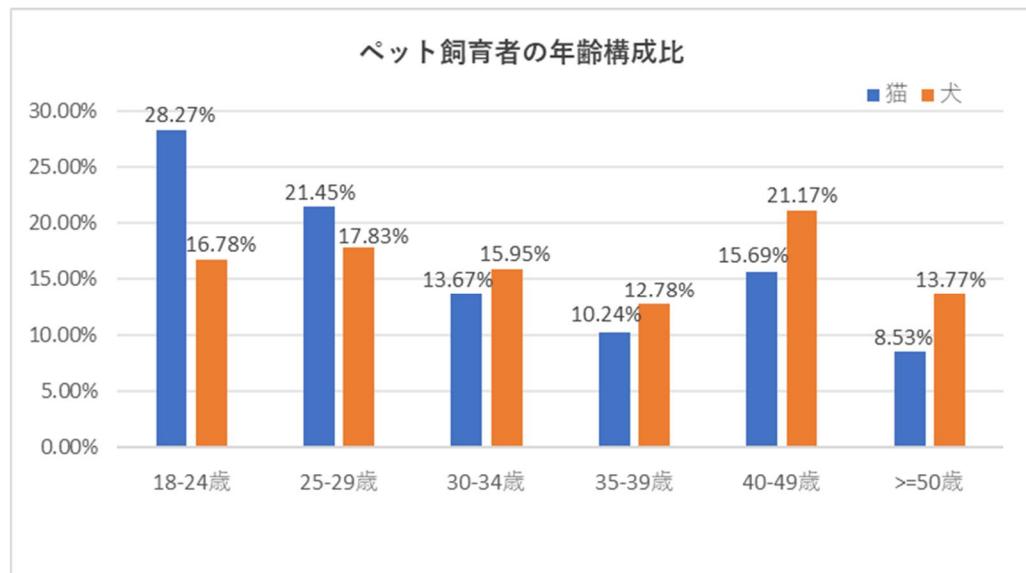
出所：派読ペット「2023-2024年 中国ペット産業白書」、APPA「2024 State of the Industry Report」、2023年総務省「家計調査報告(家計収支編)」

中国の現状は「ペットの世帯飼育率の低さ」と「初期的な消費構造」が特徴である。ただし、成長の牽引要因から見ると、①飼い主の感情的ニーズ(孤独感の解消、ストレス緩和、癒やし)、②ペットの健康・生活ニーズ(健康管理、運動、快適な環境の提供)が医療・介護、トレーニング、葬送などの関連サービス需要を生み、市場を押し上げると予想される。

## 2. ペット飼育者のペルソナと購買傾向

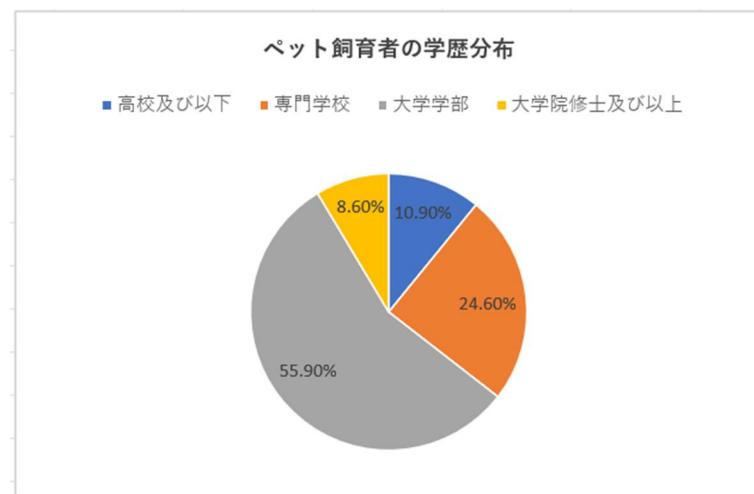
中国のペット市場が拡大を続ける中、飼い主の特徴も明確になりつつある。近年の調査では、ペットの種類（犬・猫）、年齢、性別、学歴、情報収集方法、購買チャネルなどの観点から、顕著な傾向が見られた。ペット飼育者を年齢別に見ると、犬と猫では傾向が異なる。猫の飼い主は20～30代前半の若年女性に多く、犬は40～50代の中年層に多いことが分かる（図表5）。生活環境やライフステージが、ペットの選択に影響していると考えられる。また、ペット飼育者の約9割は専門学校卒以上の高学歴層で、一定の経済力を持つ層が市場を牽引している（図表6）。

【図表5：ペット飼育者の年齢構成比】



出所：派読ペット「2023-2024年 中国ペット産業白書」、Tmall（天猫）ペットフードカテゴリー／デモグラフィックデーター

【図表6：ペット飼育者の学歴分布】



出所：派読ペット「2023-2024年 中国ペット産業白書」、Tmall（天猫）ペットフードカテゴリー／デモグラフィックデーター

### 3. ペットフード市場のメインプレイヤー

ペットフード市場では、マースやネスレなどの外資系大手ブランドがトップシェア（約5%）を維持する一方、近年は横ばいで推移し、微減傾向にある。一方、国産ブランドの存在感は急速に高まっている。Tier 1 ブランドは、もともと海外向け相手先ブランド製造（OEM／ODM）を手掛け、高品質製品の開発力を強みとしていた。国内市場に軸足を移し、自社ブランドの育成に注力することで、かつては急速に市場シェアを拡大したが、現在は成長率5%前後で緩やかになっている（上場企業の乖宝や煙台中寵食品）。一方、Tier 2 に位置する新興D2C（Direct to Consumerの略。自社製品を消費者に直接販売するビジネスモデル）ブランド（誠実一口、網易嚴選など）は、オンラインを通じて消費者と直接コミュニケーションを取り、細分化されたニーズに迅速に対応することで、2019年以降、急速に成長している。しかし、市場全体に占める割合はまだ1%未満にとどまっている。

### 4. 新たなトレンド「ペットの擬人化」現象

近年の中国では、ペットが単なる愛玩動物ではなく、「家族の一員」として認識される傾向が強まっており、「ペットの擬人化」の動きが顕著である。その背景には、若者の経済的・精神的プレッシャーの高まりによって、結婚や出産を控える傾向が強まっていることが挙げられる。中国の結婚率（図表7）は、2024年に4.3%まで低下し、出生数は2019年の1,465万人から2023年には902万人へと減少した。こうした状況を背景に、多くの若者が「結婚は不要」「子どもはいらない」と考えるようになっている。この社会的トレンドが、ペットを新たな「家族」として迎える動きを加速させていると思われる。

【図表7：中国における結婚率と出生率の動向】



出所：中国国家統計局

「家族の一員」と「ペットの擬人化」は、新たなビジネスチャンスを生み出している。特に都市部では、ペットを人間のように扱う「ペットフレンドリー」施設が増加している。具体例として、ペットと飼い主が一緒に食事を楽しめるレストラン、ペット専用の遊び場やトレーニングを提供するドッグジム、ペットに社会性を身に付けさせることを目的としたトレーニングを行うドッグ幼稚園などが次々と登場している。こうしたペットの擬人化ビジネスは、ペットの健康や幸福を重視する消費者のニーズに応え、市場のさらなる細分化と高付加価値化を促している。

## 5.日本企業のチャレンジ

盛り上がりを見せる中国ペット市場は、競争も熾烈化しており、製品品質、消費者コミュニケーション、チャネル理解、緻密なオペレーションなど、総合能力が求められる。日本企業は、往々にして製品品質へのこだわりが強いといわれるが、どのようにして製品を販売していくべきかの理解が追いつかない。この先、中国市場で勝ち抜いていくには、製品品質で差異化を図りつつも、日進月歩の中国市場に対する理解を継続的に深めていくことが必要になると考える。

(執筆者連絡先)

游仁信息科技（上海）有限公司／株式会社 Yoren

品牌中心

品牌中心總部長 小林千夏

E-mail: chika.kobayashi@yo-ren.com

## サービス市場拡大への取り組み～「コト消費」拡大の可能性を探る～

三菱総合研究所  
政策・経済センター  
主任研究員 金成大介

中国政府は、2025年の最優先の政策課題として内需拡大を掲げ、消費財の買い替え補助金などの消費拡大策を講じてきた。同年上半期の小売売上高は、消費拡大策を追い風に前年比+5%台前半の高成長となったが、同年7-9月期には同+3%台半ばへと減速しており、消費拡大策の押し上げ効果に陰りもみられる。中国における耐久消費財の高い普及率を踏まえると、補助金頼みの消費押し上げには限度がある。個人消費の息の長い拡大を実現するためには、新たな需要の喚起が求められる。

本稿では、中国政府が2025年9月にサービス消費およびデジタル消費の拡大に向けた政策措置を公表したことに着目して、サービス市場拡大の潜在性を検証する。

### 中国政府はサービス消費促進の取り組みを強化

2025年9月16日に中国政府は、サービス消費拡大に向け「サービス消費促進のプラットフォーム構築」、「質の高いサービス供給の拡充」、「サービス消費における新規需要の喚起」、「財政・金融支援策の強化」、「サービス消費関連の統計・モニタリング制度の整備」の5分野にわたる19項目の政策措置（図表1）を発表した<sup>注1</sup>。

**注1** 中国商務部「商务部等9部門印发《关于扩大服务消费的若干政策措施》的通知」、

[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202509/content\\_7040952.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202509/content_7040952.htm)

日本貿易振興機構（JETRO）「サービス消費拡大へ新たな支援措置、医療・レジャー分野の規制緩和やインバウンド市場の活性化を推進」、

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/09/842383e5bf430e6d.html>

【図表1 サービス消費拡大措置の概要】

項目	概要
サービス消費促進のプラットフォーム構築	①消費促進イベント開催（サービス消費祭りなど）、②パイロット都市建設
質の高いサービス供給の拡充	③サービス業の対外開放、④文化・芸術の創作支援、⑤博物館等の営業時間延長、⑥海外スポーツイベントの導入推進、⑦教育訓練市場の多様化育成、⑧介護保険分野の政策強化と人材育成、⑨地域保育の拡充、⑩医療・レジャー市場への内外資本誘致
サービス消費における新規需要の喚起	⑪訪中観光客の拡大、⑫デジタルサービス消費の拡大、⑬学校休暇調整による観光促進
財政・金融支援策の強化	⑭文化・スポーツなどの施設建設への財政支援、⑮サービス企業への投資促進、⑯サービス消費分野への融資拡大、⑰消費者金融支援の拡大、⑱サービス企業への金融助成
サービス消費関連の統計・モニタリング制度の整備	⑲統計手法の高度化とビッグデータ活用

出典：中国商務部、JETRO 資料を基に三菱総合研究所作成

続いて、9月24日（文書は8月25日付）にデジタル消費拡大に向け、「人工知能（AI）搭載スマートフォンなどのデジタル製品の供給力拡充支援」、「デジタル関連のベンチャー企業育成」、「決済サービスの利便性向上」といった政策措置を発表した<sup>注2</sup>。デジタル消費の対象にはデバイスなどのデジタル製品だけでなく、サービス消費やコンテンツ消費も含まれており、サービス消費の活発化を主な目的としているとみられる。消費財購入への補助金効果が薄れたタイミングでの相次ぐ政策措置からは、消費財購入などの「モノ消費」に代わり、デジタルを切り口とした観光・飲食・娯楽などの「コト消費」を消費拡大のけん引役に育てたいとの中国政府の意向が感じられる。

**注2** 中国商務部「商务部等8部門关于大力发展数字消费共创数字时代美好生活的指导意见」、

[https://dzsws.mofcom.gov.cn/gztz/art/2025/art\\_6ae5681604854331b3b513f9213fca07.html](https://dzsws.mofcom.gov.cn/gztz/art/2025/art_6ae5681604854331b3b513f9213fca07.html)

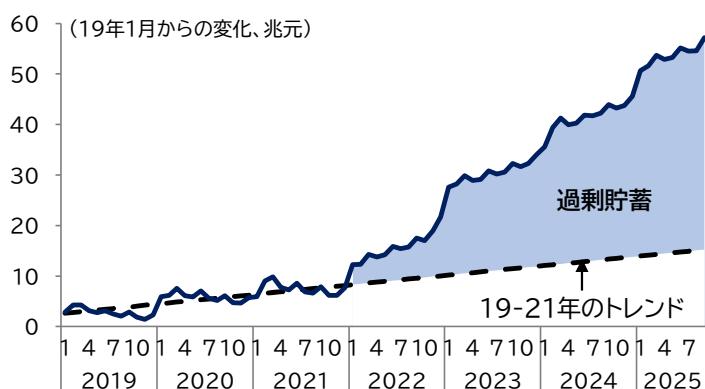
JETRO「中国、デジタル消費の発展推進に向けた意見を発表」、

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/09/3770601f320e32ca.html>

## デジタル基盤×「コト消費」が導く新たな消費活性化策

中国では、2022年以降、過剰貯蓄が積みあがっている。家計の純預金（家計預金・家計向け貸出増減の差）は、2019～2021年の増加トレンドから上方乖離し、2025年9月時点で50兆元ほど積みあがっている（図表2）。新型コロナ抑制のための行動制限を契機とした貯蓄増加傾向は、経済活動の正常化後も大きく変化しておらず、過剰貯蓄の根本原因には将来への不安があるとみられる。その解消は容易ではないが、訴求効果のあるサービス市場の拡大により家計の「コト消費」意欲を引き出すことで、積みあがった貯蓄を消費へ向かわせることが期待できる。

【図表2 家計の純預金】



注：2019年1月からの月次ごとの預金・貸出増減の差。直近は2025年9月。

出典：Wind（万得信息技术）を基に三菱総合研究所作成

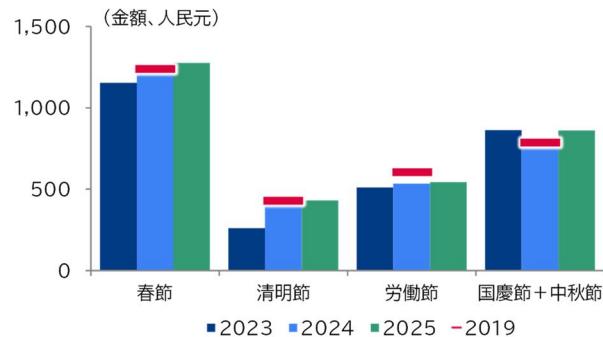
例えば、国慶節と中秋節から成る2025年秋の大型連休で国内観光客数が過去最高を記録するなど、過剰貯蓄が蓄積するなかでも国内観光市場は拡大基調にある。新型コロナウイルス感染症抑制のための行動制限が解除された2023年以降、連休期間（春節、清明節、労働節、国慶節＋中秋節）の観光客数、実質観光消費額は着実に拡大している。2025年の実績は、観光客数は上記4つの連休期間とともにコロナ危機前の2019年時点の水準を上回り、1人当たり実質観光消費額も労働節期間以外で2019年時点を上回っている（図表3）。

【図表3 主な連休期間の国内観光客数と1人当たり実質観光消費額】

(国内観光客数)



(1人当たり実質観光消費額)



注：1人当たり観光消費額は消費者物価指数（CPI）を基に実質化。国慶節と中秋節が連続しなかつた2019年、2024年は国慶節と中秋節の実績を合算。

出典：Wind、Macrobond を基に三菱総合研究所作成

また、デジタル基盤を活かしたサービス市場も拡大の潜在性が高い。中国ではネットショッピングの普及が著しく、2024年の利用者数は9.7億人、市場規模は15.5兆元まで拡大している（図表4）。ネットショッピングを通じて浸透したデジタル基盤は、新たなサービスやコンテンツの訴求効果を高める有力な武器となる。デジタル基盤を活かしたサービス市場拡大について、中国政府も政策措置を示しており、家計の「コト消費」醸成の有効な方策となりうる。

【図表4 ネットショッピング利用者数と市場規模】

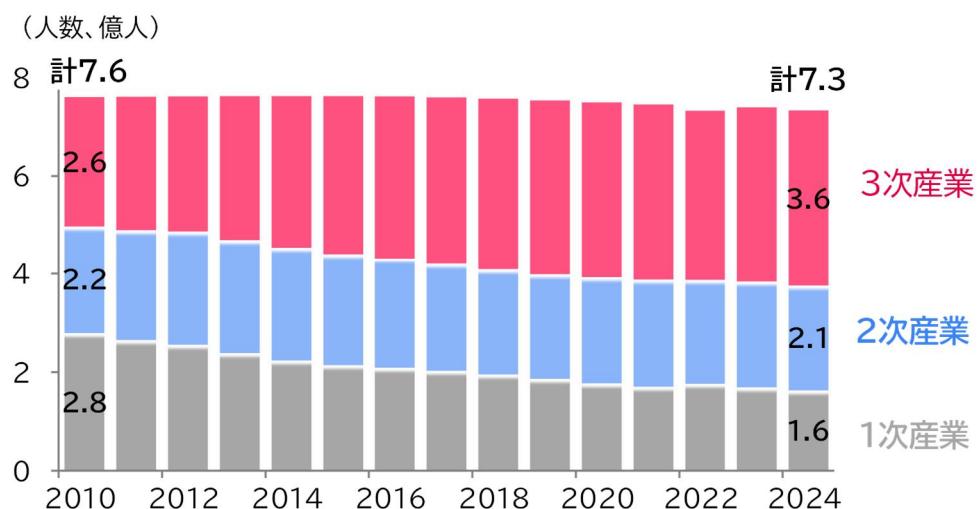


出典：Wind を基に三菱総合研究所作成

## 「モノ消費」から「コト消費」へのウェイトシフトを念頭に置いた中国事業運営を

こうしたサービス市場の拡大は、深刻視されている雇用悪化への対応策としても、重要な政策課題となっている。中国の都市部雇用者数は、2010年以降緩やかな減少傾向にある。産業別にみると、1次産業、2次産業ともに減少傾向のなか、3次産業の増加幅はそれを相殺するほどの大きさにはなっていない（図表5）。若年層を中心とした厳しい雇用環境を改善するためには、低スキル層の雇用拡大に資する飲食・宿泊サービス市場などの伸長、IT人材などの高スキル層の雇用拡大に資するデジタルに関連するサービス市場の伸長が必要となる。

【図表5 産業別雇用者数（都市部）】



出典：Wind を基に三菱総合研究所作成

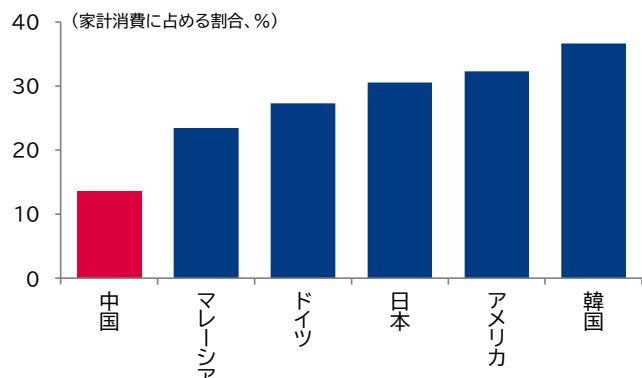
サービス市場の拡大は、消費拡大、雇用環境改善に欠かせない課題であり、次期5カ年計画で掲げる新たな需要創出に必要な取り組みとなる。中国における家計消費に占める教育・娯楽などのサービス消費の割合は、欧米先進国だけでなくアジア諸国にも見劣りしており（図表6<sup>注3</sup>）、国際比較の観点でも拡大余地がある。外食産業では、中国市場拡大の潜在性に注目して、企業の需要獲得競争が激しくなっている。コーヒーチェーンのラッキンコーヒーなど地場飲食チェーンのプレゼンスが拡大するなか、サイゼリヤ、スシローといった日系企業だけでなく<sup>注4</sup>、米マクドナルドも店舗拡大方針を示している<sup>注5</sup>。こういった低価格飲食店の増加はデフレ的な側面だけでなく、サービス市場の裾野拡大の兆しでもある。日本企業は、中国市場における「モノ消費」から「コト消費」へのウェイトシフトの可能性を念頭に置いた中国事業運営が求められる。

<sup>注3</sup> 中国のデータはWind、その他の国のデータは労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2025」を基に作成。各国で基準が異なる可能性があることに留意が必要。

<sup>注4</sup> 日本経済新聞「サイゼリヤが中国店舗2倍の1000店 デフレに照準、スシローは3割増」、  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC295TM0Z20C25A8000000/>

<sup>注5</sup> 時事ドットコム「【中国】マクドナルド、1万店舗目指す 現地化戦略奏功」  
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025081400208&g=jnb>

【図表6 中国および主要国などの家計消費に占める教育・娯楽など消費の割合（2021年時点）】



出典：Wind、労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2025」を基に三菱総合研究所作成

(執筆者連絡先)  
三菱総合研究所  
E-mail: pecmacro@ml.mri.co.jp ホームページ: <https://www.mri.co.jp/>

## 企業における不正行為発生後の段階的対応—情報評価から組織改正まで

Grant Thornton 致同会計師事務所

日本事業部

ディレクター 汪屹

ディレクター 薛冰

シニアマネージャー 陳思灿

日々複雑さを増すビジネス環境において、企業における不正行為は組織の健全な発展を脅かす重大なリスクとなっている。しかし、不正に関する通報があった場合、対応への経験不足から、多くの課題に直面している。対応方法を誤ると、不正行為を即時に食い止められないだけでなく、より大きなコンプライアンスリスクや、企業の信用やブランド価値の低下により損失を被る事態を引き起こす可能性がある。本稿では、企業が合理的に意思決定を行い、効率的に調査を進め、組織改革を実施し、最終的に不正ガバナンス能力の向上を図るための、構造化された対応策を解説する。

### 1.企業が直面する課題

#### (1) 調査の開始時期

不正の可能性を示す情報には信頼性はあるのか、リソースを投入する価値はあるのか、など。

#### (2) 調査方法

内部調査を行うのか第三者機関に委託するのか、事態を悪化させないようにするために関係者をどのように関与させればよいのか、など。

#### (3) 調査コストのコントロール

調査が不十分な場合、重要な証拠が漏れる恐れがあり、一方で過度に深く調査をすると業務に影響を及ぼし、コストコントロールも困難となる。

### 2.不正案件の段階的評価体制

#### ①不正の可能性を示す情報の複雑度および分析と評価

通報を受けた際、最初の段階で、通報された不正の可能性を示す情報を分析・評価することが必要である。

不正案件の評価要素とキーポイントは以下のとおり。

- ・案件の複雑度を測る：関与人員の層級、金額の規模、他部門の状況、技術的難易度
- ・不正な通報の可能性を示す情報の有用性：情報の詳細度、証拠の十分性

#### ②不正案件を3階層に分類する

不正の可能性を示す情報を受け取った際、まずその情報の初步的な評価を行い、評価結果に基づいて不正案件を初步的に分類する。階層化の目的は、画一的な調査を回避し、リソースの的確な投入を確保することである。

**【表1：各階層の特徴と事例】**

階層	特徴	事例
第1 レベル (単純案件)	不正の可能性を示す情報が明確で、影響が限定的である	従業員による旅費精算詐称、少額調達におけるリベートなど
第2 レベル (中程度に複雑な案件)	多部門に跨り、金額が比較的大きく、専門的な調査が必要である	調達チームと他部門（財務、見積など）が共謀した集団的不正、サプライヤーとの価格操作など
第3 レベル (高度に複雑な案件)	マネジメント層が関与し、金額が巨額で、法律や監督コンプライアンス上のリスクを伴う	上場企業による組織的な財務不正、政府関連の商業賄賂（商業上の利益を提供／取得するための、公平競争原則に違反した金品等の供与、受領行為）、国境を越えたマネーロンダリングなど

### 3.異なるレベルの案件処理プランガイド

#### ■第1 レベル：単純案件の調査プラン

単純案件の不正案件に対しては、企業は標準化された内部調査プロセスを採用することができる。

#### <案件の適用場面>

- ・現場従業員が関連する場合
- ・金額が比較的小さい場合（例：10万元未満）
- ・不正の可能性を示す情報が明確で、証拠の収集が容易な場合

#### ●第1段階：不正の可能性を示す情報の登録と初步的評価

法務部門、コンプライアンス部門または監査部門の担当者が主導して、標準的な通報受付ルートと登録制度を確立する。この段階の主なリスクは情報漏洩による証拠の破壊であるため、厳格な秘密保持が必要である。

#### ●第2段階：迅速な証拠収集

1~3営業日以内に監視カメラの映像、システムログ、取引記録などの重要な証拠を収集する。この段階では証拠の合法性と連続性に注意を払い、不適切な証拠収集による証拠の無効化を回避する。

#### ●第3段階：関係者の面談

周辺から核心部分へと段階的に進める。面談時は2人以上が立ち会い、記録を保管するとともに、質問の方法と内容に注意を払い、労務関連トラブルの発生を回避する。

#### 第1 レベルのまとめ

このレベルのコストコントロールの鍵は、調査期間（通常は2週間以内）と内部リソースの配分を限定することにある。標準化されたプロセスとテンプレート化された文書により、調査効率を著しく向上させることができる。調査終了後、報告書を作成して処理提案を提示するとともに、改善策の実施状況に注意を払う。

## ■第2レベル：中程度に複雑な案件の強化型調査プラン

中程度に複雑な不正案件が発生した際、企業は強化型調査プランを開始する必要がある。

### <案件の適用場面>

- ・複数の部門・チームが関与する場合
- ・金額が比較的大きい場合（例：10万～100万元）
- ・専門的な証拠収集手段（例：デジタルフォレンジック（犯罪の立証のための、電磁的記録の解析））が必要な場合

### ●第1段階：専門調査チームの組織

専門調査チームは、コンプライアンス、監査、法務などの部門の幹部で構成する。必要に応じて外部法律顧問を引き入れ、専門的なサポートを受ける。この段階では調査チームの独立性と専門性特に注意し、利益相反を回避する。

### ●第2段階：詳細な調査計画の策定

計画策定の際には、証拠収集戦略、面談順序、時間ノードなどを含める。電子的な証拠の収集はこのような案件で特に重要であり、専門的なIT担当者、または外部の技術サポートが必要となる可能性がある。この段階の主なリスクは電子証拠が改ざんまたは破壊されやすいことであるため、即時に保全措置を講じる必要がある。

### ●第3段階：段階的に調査を実施

調査は「周辺から核心へ」という原則に従い、段階的に調査の範囲を縮める。多部門にわたる案件の場合、各部門間の関係を調整し、調査が阻害されないように注意する。この段階は2～4週間を要する可能性があり、コストが比較的高くなるが、調査の順序を合理的に計画し、鍵となる問題に焦点を当てることで、コストをコントロールすることができる。

### ●第4段階：調査終了後の振り返り

調査終了後、関係者の処分に加え、プロセスの脆弱性について分析を行い、関連する内部統制を改善する。このレベルに特有の課題は、調査の深度と業務への影響をバランスさせることであるため、マネジメント層からの明確な指示と適度な権限委譲が必要である。

## 第2レベルのまとめ

中程度に複雑な不正案件（複数部門の関与がある、金額が比較的大きい、専門的な証拠収集の手段が必要など）の対応の核心は、組織的な調査とリスクコントロールにある。企業はまず独立した専門的な調査チームを組織し、必要に応じて外部サポートを導入する。続いて詳細な計画を策定し、電子証拠の保全に重点を置く。その実施段階では「周辺から核心」の戦略を採用し、調査の深度と業務への影響をバランスさせ、最後にプロセスの脆弱性分析を通じて内部統制の体制を改善する。これらの全過程を通じ、マネジメント層の指示が必要である。それにより、2～4週間以内に効率的に調査が完了するとともに、合理的にコストをコントロールできる。このような構造化された対応プランは、不正を効果的に摘発するだけでなく、企業運営への衝撃を最小限に抑えることができる。

## ■第3レベル：高度に複雑な案件の包括的対応戦略

高度に複雑な不正案件に直面した際、企業は包括的な対応メカニズムを立ち上げる必要がある。

### <案件の適用場面>

- ・マネジメント層・取締役会レベルの不正に関連する場合
- ・金額が巨額な場合（例：100万元超）
- ・監督当局による調査・刑事訴訟・企業の信用やブランド価値の低下により損失を被る事態、および業務コンプライアンスリスクを引き起こす可能性がある場合

### ●第1段階：危機対応チームの組織

危機対応チームには、マネジメント層の代表、内部の専門家、必要な外部専門機関（法律事務所、会計事務所、広報会社など）を含める。この段階では迅速な対応が鍵となるが、外部機関の選任プロセスと利益相反の審査に注意を払う必要がある。

### ●第2段階：包括的調査プランの策定と実施

データ分析、現場監査、バックグラウンド調査など、多種多様な調査手段を用いる可能性がある。多国籍にわたる案件の場合、異なる法域（国・地域）における法律の差異と、調査上の制限を考慮する必要がある。この段階の主なリスクには、調査手段の合法性、国境を越えた調整の複雑性、監督当局への潜在的な報告義務などがある。

### ●第3段階：体制の再構築

関係者の処分に留まらず、関連分野のガバナンス体制を再構築する必要がある。このような調査は通常3ヶ月～半年を要し、コストが高額となるが、段階的なリソース投入と厳格なプロジェクトマネジメントにより、コストをコントロールすることができる。同時に、企業は任意の情報開示の必要性や、今後予想される、規制当局の調査およびメディア報道への対応についても検討する必要がある。このレベルの案件における最大の課題は、徹底的な調査と企業の正常運営をバランスさせることである。そのため、明確なコミュニケーション戦略と適度な秘密保持措置が必要である。調査終了後、全面的な制度評価と組織文化の再構築を行い、類似問題の再発を防止する。

### 第3レベルのまとめ

マネジメント層の関与、金額の大きさ、監督リスクを伴う第3レベルの不正案件に対し、企業は包括的・多次元的な対応戦略を講じなければならない。まず、危機対応チームを迅速に組織することが不可欠であり、内部マネジメント層と外部専門機関（法律、監査、広報）を統合するとともに、利益相反審査を厳格に実施する。次に、包括的調査プランはデータ分析、越境証拠収集などの多様な手段を網羅すべきであり、特に、法律の適合性と多国籍間における調整の複雑性に注意を払う。最後に、単なる責任追及に留まらず、システム的な是正措置を行う。ガバナンス体制の再構築を目指し、1～3ヶ月をかけた調査と制度の最適化を通じて、長期的なリスク対応を実現する。

鍵となる課題は、調査の徹底性と業務安定性とのバランスである。リソースの段階的投入、厳格なプロジェクトマネジメント、的確なコミュニケーション戦略を活用することで、コストコントロー

ルと同時に法律・評判リスクを最小限に抑えることができる。最終的な目標は、個々の案件を解決するだけでなく、企業ガバナンスと組織文化の全面的なアップグレードを推進し、根本的に不正の再発を防ぐことにある。

## 4.注意点

上記のように、案件の初期評価に基づいて段階的に調査を進めることができが最も合理的な方法である。とはいっても、実務上、当初は軽微な不正行為と判断された案件が、後になってその規模が予想を大きく上回ることもある点に留意したい。すなわち、「氷山の一角」のような状況であったことが判明するケースは少なくない。したがって、案件を処理する際には、初期評価に基づいて作成された調査計画に過度に固執するのではなく、潜在的に未発見の不正行為が存在するリスクを十分に考慮する必要がある。さらに、調査が進展する中で案件の規模が拡大した場合、当初の計画にこだわるのではなく、状況に応じて柔軟に調査方針を調整することが、効果的な対応につながる。

## 5.最終ポイント：コストメリット分析と長期的メカニズム構築

不正対応のあらゆるレベルにおいて、企業はコストメリット分析を行う必要がある。コストには直接的な調査費用だけでなく、機会コスト、評判への影響、従業員の士気低下などの無形損失も含まれる。メリットは、不正行為の終了、損失の回復、制度の改善、抑止力の形成となって表れる。長期的メカニズムを構築するため、企業は以下の4つの面に投資する必要がある。

- ・通報ルートの整備：匿名通報システムや通報者保護メカニズムを含む。
- ・調査能力の強化：専門的な研修と事例の蓄積を通じて、内部チームのレベルを向上させる。
- ・内部統制の最適化：高リスク領域の管理措置を定期的に評価する。
- ・コンプライアンス文化の構築：不正行為を根本から予防する。

また、企業は不正対応の評価メカニズムを確立し、処理済み案件の経験や教訓を定期的にフィードバックし、対応プロセスの継続的な改善を図る必要がある。このように継続的な改善を行う文化自体が、強力な不正抑止力となる。

## 6.最後に

真の不正ガバナンスは、個々の案件の処理に留まるべきではなく、制度の改善と組織文化の構築に着眼すべきである。緊急対応と長期的メカニズムを結合させることで、企業は堅固な不正防御体制を構築し、複雑なビジネス環境の中で着実に成長を続けることができる。

(執筆者連絡先)

太陽グランツソントン・アドバイザーズ株式会社  
中国デスク パートナー  
王欣 (Wang Xin)  
東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー18階  
Tel : +81-70-2459-0723  
E-mail: xin.wang@jp.gt.com

## 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2025 年 10 月中旬から 11 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

### [ 政策 ]

#### 【外貨管理】

- 「国家外貨管理局の外資資金決済のさらなる利便化、対外貿易の安定・発展支援に関する通知」  
(匯發〔2025〕47号、2025年10月29日発布・実施)  
■原文（「国家外汇管理局关于进一步便利外汇资金结算 支持外贸稳定发展的通知」）は、国家外貨管理局の下記サイトをご参照。  
<https://www.safe.gov.cn/safe/2025/1027/26714.html>

	<p>2022 年頃から一部地区で試行されてきた対外貿易における外貨管理改革の試行地区と業務範囲を拡大するもの。</p> <p>■対外貿易における外貨管理改革は、「貿易外貨受け取り・支払い利便化政策」あるいは「クロスボーダー貿易ハイレベル開放試行措置」と言われる。これらは、主に沿海部の 11 省市で試行されてきたが、今回の通知により、試行地区をさらに拡大する方針が示された。試行措置は、試行地区の健全性とコンプライアンスに優れた銀行に対し、優良企業の対外貿易での外貨受け取り・支払いにおける利便性の提供を認めるものである。従来は手続きの簡素化が主だったが、今回の通知では 8 項目（公式サイトの小見出し 2~9）の多様な利便措置が挙げられている。その主な内容は、以下の通り。</p> <p>1.ネッティング（相殺）決済の種類の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「クロスボーダー貿易ハイレベル開放試行」地区の優良企業が、同一の国外取引先と経常項目の外貨業務を行う場合、試行地区の条件を満たした健全性とコンプライアンスに優れた銀行は、以下のネッティング決済業務を取り扱うことができる。</li></ul> <p>①国内外の関連企業間の一般貿易での外貨受け取り・支払いにおけるネッティング決済。</p> <p>②貨物代金、輸送関連費用、倉庫保管費用、保守・修理費用、賠償などの経常項目の費用の受け取り・支払いにおけるネッティング決済。</p> <p>③貨物販売代金と販売リベートの受け取り・支払いにおけるネッティング決済。</p> <p>④運賃、保険料、通関手数料、発送手数料、滞船料などの輸送関連費用間の受け取り・支払いにおけるネッティング決済。</p> <p>⑤外貨管理局が定めるその他の状況。</p> <p>2.優良多国籍企業の経常項目の資金集中受け取り・支払いとネッティング決済手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健全性とコンプライアンスに優れた銀行は、以下の条件を満たす場合、多国籍企業のプ</li></ul>
--	--

	<p>リング幹事企業とメンバー企業のために経常項目の資金集中受け取り・支払いおよびネットティング決済を行う際に、優良企業に対する「貿易外貨受け取り・支払い利便化政策」または「クロスボーター貿易ハイレベル開放試行措置」を適用（注：特別な利便性を提供）することができる。</p> <p>①銀行が、（注：外貨管理局への）届け出により、「貿易外貨受け取り・支払い利便化政策」または「クロスボーター貿易ハイレベル開放試行措置」を実施できること。</p> <p>②多国籍企業のプーリング幹事企業が、すでに経常項目のプーリングとネットティング決済の業務登記（注：外貨管理局への貨物貿易外貨業務登記）をしており、かつ、幹事企業は原則として「貿易外貨受け取り・支払い利便化政策」または「クロスボーター貿易ハイレベル開放試行措置」の優良企業であること（幹事企業が財務公司である場合、または自身の貿易外貨受け取り・支払いがない場合には優良企業としない）。</p> <p>③多国籍企業のプーリングメンバー企業は、原則として「貿易外貨受け取り・支払い利便化政策」または「クロスボーター貿易ハイレベル開放試行措置」の優良企業であること。</p> <p>・多国籍企業が、経常項目の資金集中受け取り・支払いおよびネットティング決済を行う際は、「貿易外貨受け取り・支払い利便化政策」または「クロスボーター貿易ハイレベル開放試行措置」の関係規定を順守し、対外収支申告の取引説明の中に「贸易便利试点」または「高水平便利试点」と明記しなければならない。また、多国籍企業が、経常項目のネットティング決済を行う際は、原則として毎月1回以上のネットティング決済があるものとする。</p> <p>3.優良企業による国外従業員の給与支払いにおける外貨使用の利便化</p> <p>・健全性とコンプライアンスに優れた銀行が、「貿易外貨受け取り・支払い利便化政策」または「クロスボーター貿易ハイレベル開放試行措置」の優良企業の提供する給与関連資料に基づき、企業が認定した国外従業員（注：国内で勤務する外国籍従業員と国外で勤務する中国籍従業員の両方を差すとみられる）の書類審査を免除する金額の確定を認める。国外従業員は、確定した金額の範囲内で、銀行に書類を提供することなく外貨の購入・支払いまたは受け取り・両替を行うことができる。銀行は、関連業務を取り扱う際、外貨購入・両替備考欄に「贸易便利试点薪酬」または「高水平便利试点薪酬」と明記しなければならない。</p> <p>4.サービス貿易における立替業務管理の緩和</p> <p>・銀行は、業務の真実性と合理性を審査した上で、国内機関のために以下の貿易関連サービス費用の立替業務を取り扱うことができる。</p> <p>①貿易取引のある国内外機関間における貨物輸送、倉庫保管、保守・修理、通関、検疫・検査、税金、保険などの立替。</p> <p>②国内の国際配送企業、物流企業、クロスボーダー電子商取引（越境EC）プラットフォーム企業のユーザーのためのEC関連の国外倉庫保管、物流、税金などの費用の立替。</p> <p>・上記の立替は原則として12カ月を超えてはならず、12カ月を超える場合は、所在地の外貨管理局に報告しなければならない。銀行は、対外収支申告の取引説明の中に「贸易相关服务费用代垫」と明記しなければならない。</p>
--	--

## 【民間投資促進】

○「國務院弁公庁の『民間投資の発展をさらに促進することに関する若干の措置』の印刷・発布に関する通知」(国弁發〔2025〕38号、2025年11月3日発布・実施)

■原文(「国务院办公厅印发《关于进一步促进民间投资发展的若干措施》的通知」)は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202511/content\\_7047643.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202511/content_7047643.htm)

民間資本の投資を促進するための政策措置を、地方政府と国務院各部門に通知したもの。民間資本の投資や民営企業への支援に関しては、これまでたびたび政策文書が発布されているが、今回の通知では民間投資が減少している状況を踏まえ、特に政府主導プロジェクトへの民間資本の投資参加を拡大する方針が示されている(注:国家統計局の統計によれば、2025年1-9月の全国固定資産投資は37兆1535億元、前年同期比-0.5%。このうち国有主導投資が同1.0%増、民間投資は同-3.1%となっている)。

■この通知では13項目の政策措置が記載されているが、主な内容は以下の通り。

### 1.国家インフラプロジェクトへの民間投資の奨励

・政府の許可または認可が必要な一定の収益のある鉄道、原子力発電、水力発電、省・自治区にまたがる直流送電線、ガスパイプライン、輸入液化天然ガスの受け入れ・貯蔵・輸送施設、給水などのプロジェクトについて、民間資本の参加の実行可能性を専門的に検証し、フィージビリティスタディ報告書またはプロジェクト申請書によって説明しなければならない。民間資本のプロジェクトにおける持分比率の確定を奨励し、適格プロジェクトについては持分比率を10%以上とする。

### 2.地方の都市インフラ施設新規建設プロジェクトへの民間投資の奨励

・地方における規模が小さく、収益獲得の余地がある都市インフラ施設の新規建設プロジェクトに対し、民間投資と建設・運営を奨励する。

### 3.「低空経済」分野のインフラ施設建設への民間投資の奨励

・民間資本による「低空経済」(注:高度1,000メートルの低空域で有人・無人のドローンやeVTOL(電動垂直離着陸機)などを活用した経済活動)分野でのインフラ施設の建設を奨励する。商業宇宙飛行での周波数割当許可、打ち上げ許可について、民間投資プロジェクトを平等に扱い、民営企業に開放する国家重大科学技術研究のインフラ施設リストを公布し、優れた民営企業が国家重大科学技術難関攻略プロジェクトの任務を率先して引き受けることを積極的に支持する。

### 4.サービス業の事業主体に対する参入制限の撤廃

・環境保護、衛生、安全、品質検査、消防などに関わる参入条件以外で違法に障害を設けることを厳しく禁じる。民間資本が工業デザイン、汎用技術サービス、検査・測定、品質認証、デジタルトランスフォーメーション(DX)などの生産的なサービス業分野にさらに多く投資することを支援する。

### 5.民営企業の参加を支援する政府経営許可プロジェクトにおける合理的な条件の設定

・民営企業の参加を支援する政府の経営許可プロジェクトリストを分類して見直し、経営許可計画、入札書類などの資料に民間資本の参加の要求・条件を設定する(注:政府経営許可プロジェクトリストは、「民営企業参加および経営許可新規建設(改築・増築を含む)

プロジェクトリスト（2023年版）」とみられるが、この中には民営企業の独資またはメジャー出資とするプロジェクトとして、ゴミ・廃棄物処理などの環境保護分野、園区や公共駐車場などの都市公共施設分野、物流ハブ・園区などの物流分野、農業廃棄物再利用などの農林業分野、スポーツ・観光サービスなどの社会公共分野のプロジェクトが記載されている)。

## 6.入札における民営企業に対する付加条件設定の禁止

- ・入札制度の規定を厳格に実施し、民営企業に対する（注：プロジェクト所在地での）分公司（支店）や子公司（子会社）の設立、業界団体への強制加入などの付加条件を違法に設けることを厳禁とし、民営企業の過去の実績・資格などで個別に設けられた不合理な要求を取り消す。

## 7.政府調達での中小企業への支援拡大

- ・400万元を超える工事プロジェクトで中小企業による工事が適している場合、あらかじめプロジェクト予算総額の40%以上を中小企業からの調達に充当した上で、地方政府がさらに比率を引き上げることを奨励する。調達部門に対し、民営企業への前払い比率を契約金額の30%以上に引き上げることを奨励する。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2024年		2025年									
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国内総生産(GDP)	前年同期比%			(1-3月) 5.4			(4-6月) 5.2			(7-9月) 4.8			-
固定資産投資*	前年同期比%	3.3	3.2	-	4.1	4.2	4.0	3.7	2.8	1.6	0.5	▲0.5	▲1.7
第一次産業	前年同期比%	2.4	2.6	-	12.2	16.0	13.2	8.4	6.5	5.6	5.5	4.6	2.9
第二次産業	前年同期比%	12.0	12.0	-	11.4	11.9	11.7	11.4	10.2	8.9	7.6	6.3	4.8
第三次産業	前年同期比%	▲1.0	▲1.1	-	0.7	0.1	▲0.2	▲0.4	▲1.1	▲2.3	▲3.4	▲4.3	▲5.3
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	5.4	6.2	-	5.9	7.7	6.1	5.8	6.8	5.7	5.2	6.5	4.9
社会消費財小売総額***	前年同月比%	3.0	3.7	-	4.0	5.9	5.1	6.4	4.8	3.7	3.4	3.0	2.9
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.2	0.1	0.5	▲0.7	▲0.1	▲0.1	▲0.1	0.1	0.0	▲0.4	▲0.3	0.2
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲2.5	▲2.3	▲2.3	▲2.2	▲2.5	▲2.7	▲3.3	▲3.6	▲3.6	▲2.9	▲2.3	▲2.1
輸出***	億ドル	3,123.1	3,356.3	-	5,399.4	3,139.1	3,156.9	3,161.0	3,251.8	3,217.8	3,218.1	3,285.7	3,053.5
	前年同月比%	6.7	10.7	-	2.3	12.4	8.1	4.8	5.8	7.2	4.4	8.3	▲1.1
輸入***	億ドル	2,148.7	2,307.9	-	3,694.3	2,112.7	2,195.1	2,128.8	2,104.1	2,235.4	2,194.8	2,381.2	2,152.8
	前年同月比%	▲3.9	1.0	-	▲8.4	▲4.3	▲0.2	▲3.4	1.1	4.1	1.3	7.4	1.0
貿易収支***	億ドル	974.4	1,048.4	-	1,705.2	1,026.4	961.8	1,032.2	1,147.7	982.4	1,023.3	904.5	900.7
対内直接投資(実行ベース)* <sup>(注)</sup>	億元	7,497.0	8,262.5	975.9	1,712.1	2,692.3	3,207.8	3,581.9	4,232.3	4,673.4	5,065.8	5,737.5	6,219.3
	前年同期比%	▲27.9	▲27.1	▲13.4	▲20.4	▲10.8	▲10.9	▲13.2	▲15.2	▲13.4	▲12.7	▲10.4	▲10.3
外貨準備高	億ドル	32,659	32,024	32,090	32,272	32,407	32,817	32,853	33,174	32,922	33,222	33,387	33,433
都市部調査失業率	%	5.0	5.1	5.2	5.4	5.2	5.1	5.0	5.0	5.2	5.3	5.2	5.1
国内自動車販売台数	万台	331.6	348.9	242.3	212.9	291.5	259.0	268.6	290.4	259.3	285.7	322.6	332.2
	前年同月比%	11.7	10.5	▲0.6	34.4	8.2	9.8	11.2	13.8	14.7	16.4	14.9	8.8
購買担当者指数(PMI)	製造業	50.3	50.1	49.1	50.2	50.5	49.0	49.5	49.7	49.3	49.4	49.8	49.0
	非製造業	50.0	52.2	50.2	50.4	50.8	50.4	50.3	50.5	50.1	50.3	50.0	50.1

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企业と年間販売額2,000万元以上の非国有企业を対象。

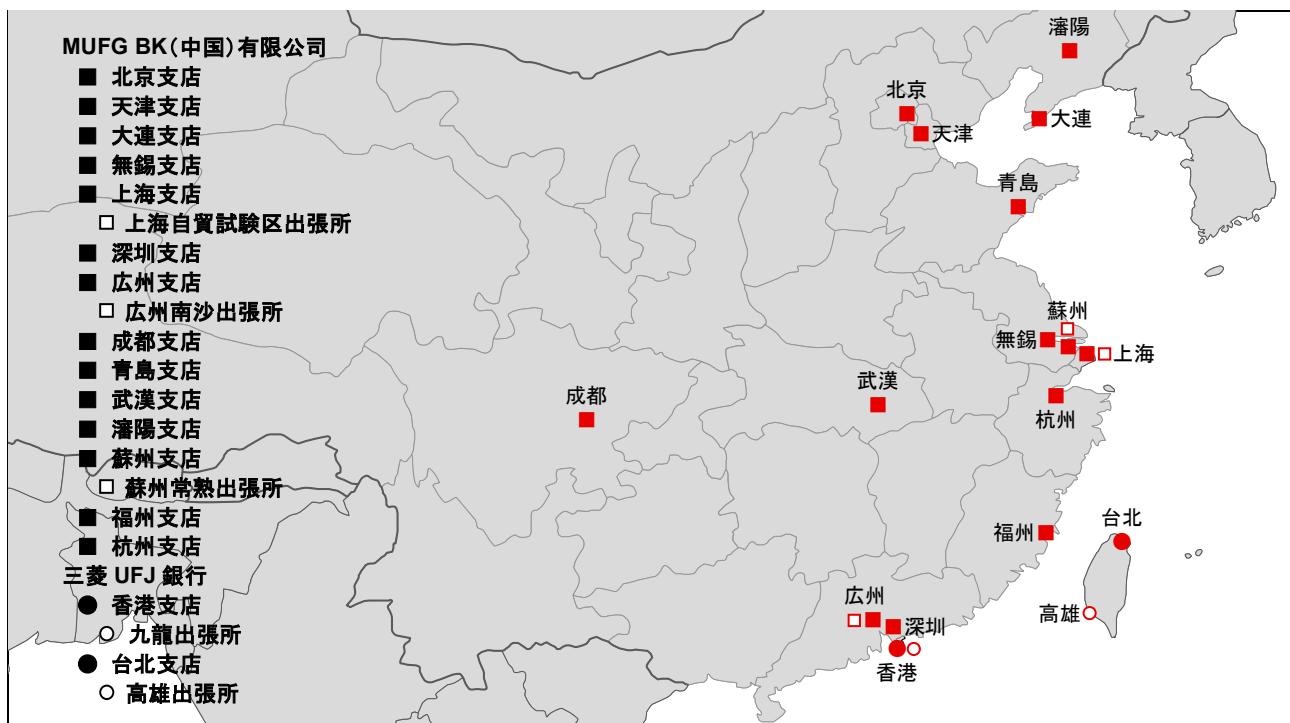
\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

# MUFG BK 中国月報(2025年12月号)

## MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



### MUFG バンク(中国)有限公司

拠点	住所	電話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申賀大厦11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
潘陽支店	遼寧省潘陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技术開発区黄浦江路289号臨湖商業中心項目弁公樓【2902-A】单元	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

### 三菱UFJ銀行

香港支店 九龍出張所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

# MUFG BK 中国月報(2025年12月号)

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものではありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考え方を表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。